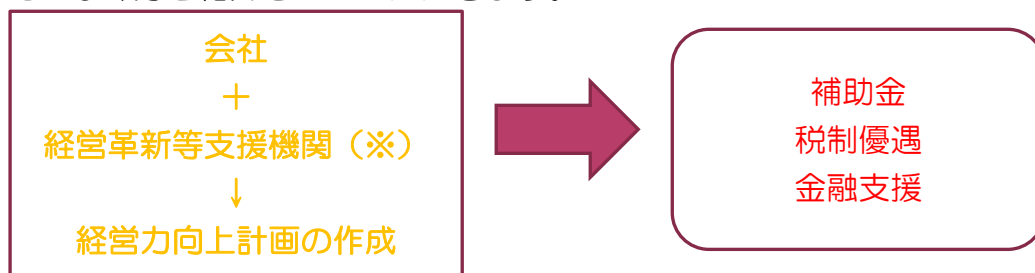


【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

平成 29 年度補正予算

1. 平成29年度補正予算と経営革新等支援機関

予算全体の内容は多岐に及びますが、従来に比べて経営革新等支援機関がお手伝いできる部分が広がりましたので、経営革新等支援機関としてお手伝いできそうな部分を紹介させていただきます。



2. 事業承継補助金

【ポイント】

「経営者交代」と「事業再編・事業統合」の二つの類型に分けて対応

従来の基本的な要件は「事業承継（代表者の交代）」でした。これに加えて、「事業再編・事業統合」が行われている場合が加わり、二つの類型でいずれかを考える形になるようです。

具体的な要件は他にもありますし、詳細は未定ですが、いずれにしても経営革新や事業転換に取り組むことが必要であり、その経費が補助の対象になるものと考えられます。



経営革新・事業転換の作成

3. ものづくり補助金

【ポイント】

償却資産税の新規特例措置を受けた法人は審査で優遇
専門家の費用 30 万円も補助の対象に

従来より、経営力向上計画の認定を受けた法人は審査での加点がありました。が、経営力向上計画の認定を受けることによる償却資産税の特例の制度が自治体の自主性を考慮した制度に改訂予定であることに伴い、本補助金の審査での優遇措置も変更がなされる予定です。

また、対象の範囲は現時点で不明ですが、専門家の費用 30 万円が補助の対象となることとなりました。費用の金額からしますと、経営力向上計画の作成にあたっての経営革新等支援機関の費用も対象になるかもしれません。

4. 認定支援機関による経営改善計画策定支援

【ポイント】

従来通りの制度が継続

従来より、次の二つの類型があり、比較的使いやすい制度ではあり、そういった制度ですと適用が厳しくなることもあります。従来通りの制度が維持されるようです。

- ・金融支援等を含めた経営改善計画の策定等の支援
- ・(上記のようなことを想定しない) 早期経営改善計画の策定等の支援

本来はこういった支援の有無にかかわらず計画は作成すべきものですし、料金面でそういったサービスを行わない会計事務所が顧問なのであれば、これを機に検討するのも良いでしょう。

5. 経営力向上計画策定による設備投資資金の支援

【ポイント】

従来通りの制度が継続

こちらも従来通りで、経営力向上計画を策定した法人を対象に、日本政策金融公庫から通常より 0.9%低い利率で設備投資資金の融資を受けることができます。当初から言われていることですが、同公庫の審査はあり、計画が認定されたから融資が受けられというわけではありません。

経営革新等支援機関に関する内容なので紹介させていただきました。

5. IT 補助金

【ポイント】

補助総額は拡大も一社当たりの補助は縮小（広く浅く）

経営力向上計画の策定が必要に

昨年の補正予算では総額 100 億円であったものが 500 億円になったものの、次のとおり一つ一つの支援は縮小となったため、広く浅く制度利用を図る形になるものと考えられます。よって、補助金目当ての専門家はショックを受けて

いるようですが、小規模な事業者ですと、それほど大きな金額のものはどちらにしろ利用できないですし、小規模事業者の利用促進につながることを期待しています。

	従来	今回
補助額	20万円～100万円	15万円～50万円
補助率	3分の2	2分の1

経済産業省の資料においても、対象のイメージとして次のようなものが挙げられており、中小企業の基本的な部分で利用できるイメージであります。

また、生産性向上計画の策定も求められており、この制度でも経営革新等支援機関の関与が必要となる見込みです。

5. 最後に

政策として経営力向上計画を策定することが推奨されており、経営力向上計画を作成することが補助金の面でも税制の面でも幅広く求められる流れになっています。

顧問の税理士事務所としても経営革新等支援機関として税務以上の仕事が求められる時代となっています。